

緑の少年団育成事業助成金交付要領

(趣 旨)

第1条 長崎県緑化推進協会理事長（以下「理事長」という。）は、予算の定めるところにより、緑化や愛林思想について理解や認識を高めるための学習及び自然保護活動を行う目的で団体を結成し、年間を通して緑を守り、自然を愛し心豊で健全な少年少女を育てるために積極的に活動を行い、かつ、長崎県緑の少年団連盟に加盟する緑の少年団（以下「少年団」という。）に対し、少年団の運営の健全化を図るため助成金を交付するものとし、その交付については、この要領に定めるところによる。

(助成対象経費等)

第2条 この助成金の交付の対象となる活動内容及び経費等は、別表1のとおりとする。

2 少年団活動に要する装備品及び資材等は、真に少年団活動にともなうものとする。

(助成金の交付の申請)

第3条 この助成金の交付を受けようとする少年団は、緑の少年団育成事業助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、当該少年団の属する市町の長（以下「関係市町長」という。）を経由して、当該年度の5月15日までに、理事長に提出するものとする。

- (1) 活動の推進方針
- (2) 緑の少年団活動計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 緑の少年団員名簿（指導者等含む）
- (5) 緑の少年団規約

(助成金の交付の決定)

第4条 理事長は、少年団から、前項に規定する助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定し、緑の少年団育成事業助成金交付決定通知書（様式第5号）により、当該少年団に通知し、その写を関係市町長に送付するものとする。

(実績報告)

第5条 少年団は、助成金の交付の決定を受けた年度の3月15日までに、緑の少年団育成事業実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添え、関係市町長を経由して、理事長に提出しなければならない

- (1) 緑の少年団活動実績書（様式第3号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 備品費等の証憑書（写）

(助成金の額の確定及び交付の方法)

第6条 理事長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その報告に係る書類の審査を行い、助成金の額を確定し交付対象少年団に通知し、その写しを関係市町長に送付するものとする。

ただし、実績報告書の決定額と確定された助成金の額が同一である場合は、交付金額の確定通知は省略できるものとする。

2 この助成金は、原則として精算払いにより交付するものとし、前項の規定による助成金の額の確定後に、緑の少年団育成事業助成金交付請求書（様式第6号）の提出により、交付するものとする。

3 ただし、助成金交付決定を受領後に必要に応じて交付金の決定額の60%を限度として、概算払いを請求することができる。この場合は、前項の規定を準用する。

(助成金の返納)

第7条 理事長は、交付を受けた助成金が適正に使用されない場合は、少年団に助成金の返納を命ずることが出来る。

(証拠書類等の保存)

第8条 少年団は、助成金の対象となる経費について、収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、助成金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

別表 1

活動内容	経費	助成額
緑の少年団の結成	緑の少年団結成のため、 装備品の購入に要する経費	新たに緑の少年団の結成に要する経費（但し、結成年度のみ） 150,000円を限度とする。
緑の少年団の活動	緑の少年団の活動に要する経費 (資材等は、真に緑の少年団活動にともなうものとし、使用頻度が低く、かつ高額なものは、購入でなく、レンタル・リースでの対応とする。)	・ 1団10,000円 1名あたり1,000円の助成金 但し毎年度50,000円を限度とする。
	新たな団員の入団に伴い、団服を新調するために要する経費	1着につき、標準価格の1/2以内とする。但し、新入団者の数を限度とする。

様式第 1 号

令和 年 月 日

公

益社団法人長崎県緑化推進協会

理事長 様

所 在 地

団 名

代表者氏名 印

令和 年度緑の少年団育成事業助成金交付申請書

緑の少年団育成事業助成金交付要領第 3 条に基づき、令和 年度緑の少年団育成事業について、助成金を交付して下さるよう、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 活動の推進方針
- (2) 少年団活動計画書（様式第 3 号）
- (3) 令和 年度収支予算書（様式第 4 号）
- (4) 少年団員、指導者等名簿
- (5) 少年団規約

様式第 2 号

令和 年 月 日

公益社団法人長崎県緑化推進協会

理事長 様

所在地

団 名

代表者氏名 印

緑の少年団育成事業実績報告書

緑の少年団育成事業助成金交付要領第 5 条に基づく令和 年度緑の少年団
団育成事業実績を関係書類を添えて報告いたします。

添 付 書 類

- (1) 緑の少年団活動実績書 (様式第 3 号)
- (2) 令和 年度収支決算書 (様式第 4 号)
- (3) 備品等の証憑書 (内訳・請求書・領収書の写)

様式第 3 号

緑の少年団活動（ 計画 実績 ）書

団名：

年 月 日	活 動 計 画 （ 実 績 ）	（参加人員等）
	・ 学習活動	
	・ 奉仕活動	
	・ 野外体験活動	
団服の新調	新入団者数： 人（ ） 団服新調数： 着（ ） 経 費： 円	

（注）計画・実績は、不必要なものを抹消して下さい。

様式第 4 号

令和 年度収支（ 予算 決算 ）

団名：

(1) 収入の部

区 分	予 算 額（ 決 算 額 ）	内 訳
県緑化推進協会助成金		
市 町 助 成 金		
会（団） 費		
その他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予 算 額（ 決 算 額 ）	内 訳
県緑化推進協会助成金内訳	資材費	
	活動運営費	
小 計		
市町助成金等の使用内訳		
	小 計	
合 計		

(注) 予算書の場合は、決算（額）は、抹消してください。
 決算書の場合は、予算額と（ ）に決算額を記載してください。

様式第5号

令和 年 月 日

所在地

団名

代表者氏名 様

公益社団法人長崎県緑化推進協会

理事長 印

令和 年度緑の少年団育成事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請があった標記助成金については、
下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|---------|-----|---|
| 1 | 交付決定額 | | 円 |
| 2 | 交付決定の内容 | 育成費 | 円 |
| | | 団服費 | 円 |
| 3 | 交付の条件 | | |
| | 団服 | 名分 | |

助成金は、原則として精算払により交付しますが、概算払を希望の場合は、理由を記して請求書（様式第6号）を提出して下さい。

様式第 6 号

令和 年 月 日

公益社団法人長崎県緑化推進協会

理事長 様

所在地

団名

代表者氏名 印

令和 年度緑の少年団育成事業助成金交付請求書

令和 年 月 日交付の決定があった標記助成金 円を

(概算 精算) 払により交付下さるよう請求します。

助成金決定額 円

概算払額 円

今回請求額 円

残額 円

助成金振込口座名

金融機関名 銀行 支店

預金種目 / 口座番号

振込先名義 (フリガナ)

(注) 概算・精算は、不必要なものを抹消して下さい。